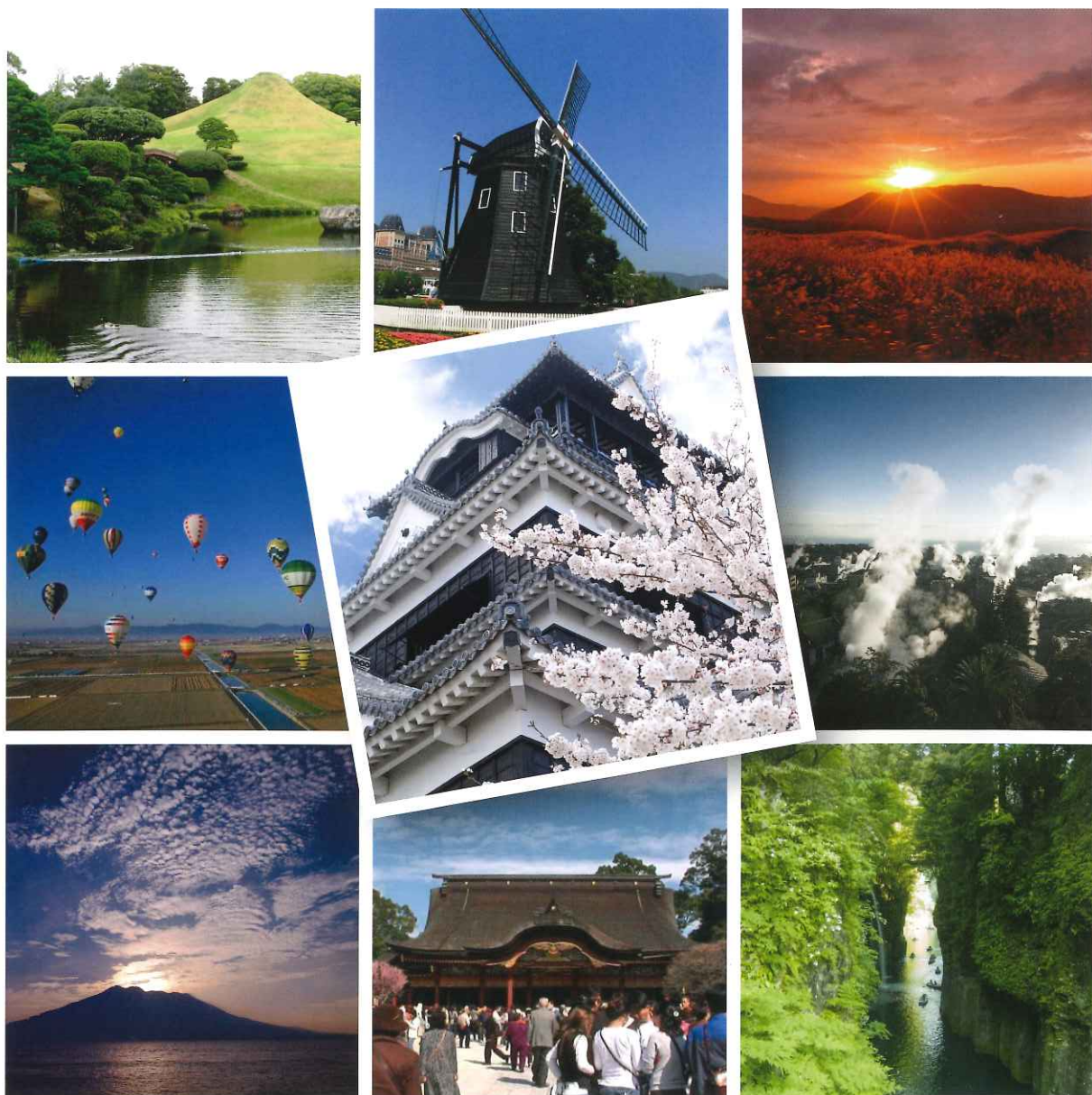




©2010熊本県PRキャラクター
くまモン #15113

貸切バスのご利用について

バス旅行・イベント等でのご利用におけるポイント



一般社団法人 熊本県バス協会

貸切バスのご利用

あなたもバスも「安全」が大好き
次の事業者をご利用ください



熊本県バス協会加盟の事業者

一般社団法人熊本県バス協会は、バス事業の健全な発展を図り、公共の福祉に寄与することを目的として熊本県から認定を受けた法人で、現在加盟している事業者数は53社です。(平成26年4月1日現在)

協会は、全ての会員事業者に対して、安全輸送に関する周知徹底を図るなどバス輸送の安全に取り組んでおり、加盟会社は輸送の安全確保に日々努力しています。

貸切バス事業者安全性評価認定制度取得事業者

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行っています。

これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的とする制度です。

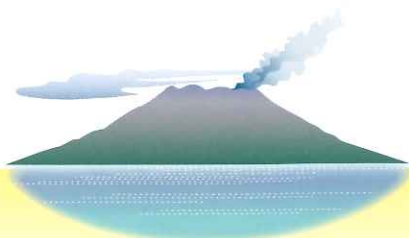


セーフティバスのマークは、貸切バス事業者安全性評価認定制度を取得した事業者がバスのドア付近に掲示しています。

制度の概要と最新の認定事業者は、日本バス協会ホームページをご覧ください。

・日本バス協会ホームページ

<http://www.bus.or.jp>



SAKURA-JIMA



KUMAMOTO-JO



HUIS TEN BOSCH

新たな運賃・料金制度

合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」へ移行しました

バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて各運輸局に届出ており、この範囲内で運賃を頂くことになっています。

下限運賃を下回ることは、違法になります。

- ※1. 道路運送法第9条の2第1項
- 2. 行政処分 運賃料金の適正收受違反等その他
違法や再違反の場合は、事業用自動車の使用停止処分になります。

運賃は自由だと
思いませんか？

運賃は定められた範囲の中で
頂くことになっています。

貸切バスの運賃・料金とは…

運賃 ①+②

- ① **キロ制運賃**
 - ・ 走行距離（出庫から帰庫までの距離で、回送距離を含む）× 1キロあたりの運賃額
 - ・ 距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げします
- ② **時間制運賃**
 - ・ 運行時間+「出庫前の点検時間(1時間)」+「帰庫後の点検時間(1時間)」×1時間あたりの運賃額=時間制運賃
 - ・ 運行時間は、3時間未満の場合=3時間として計算します
 - ・ 時間の端数は30分未満切り捨て、30分以上は1時間に切り上げします
 - ・ 時間制運賃の最短は5時間（出庫点検（1時間）+運行時間（最低3時間）+帰庫点検（1時間）=5時間）

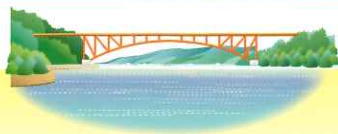


料金 ③+④+⑤

- ③ **交替運転者配置料金**
 - ・ 交替運転者を配置する場合に適用
- ④ **深夜早朝運行料金**
 - ・ 22時以降翌朝5時までの間に運行した場合に適用（点検・回送含む）
- ⑤ **特殊車両割増料金**
 - ・ 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両を使用する場合に適用

実費負担

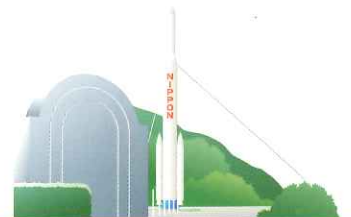
・ ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等は実費負担になります



AMAKUSA GOKYOU



HEIWADAI PARK



TANEGASHIMA UCHU CENTER

運賃・料金の上限・下限について

		上限額	下限額
運賃	① キロ制運賃 (1km当たり)		
	大型車	150円	100円
	中型車	130円	90円
	小型車	110円	80円
賃	② 時間制運賃 (1h当たり)		
	大型車	6,910円	4,790円
	中型車	5,830円	4,040円
	小型車	5,010円	3,470円
料	③ 交替運転者配置料金		
	キロ制料金 (1km当たり) 時間制料金 (1h当たり)	10円	10円
金	④ 深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	
	⑤ 特殊車両割増料金	運賃の5割以内	

大型車/中型車/小型車の区分の基準について

- 大型車……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
- 中型車……大型車、小型車以外のもの
- 小型車……車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

貸切バス利用のポイント

安全と
安心の
ために

その

1

みんなの安心が 楽しいバス旅行をつくります

「旅行行程表」は余裕をもって

目的地への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は、事故を発生させるおそれがあります。

十分な余裕をもった、旅行行程の作成をお願いします。

白ナンバーのバスの 貸切行為の禁止

自家用バス（白ナンバー）を使用し、有料でお客様を送迎する行為、観光地案内等を運行する行為は法律*で禁止されており、処罰されます。

また、レンタカーのバスを運転手付きで借りることも違反です。

※1. 道路運送法第4条第1項 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2. 罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。

ご発注は営業区域内で

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。

※1. 道路運送法第20条 発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

2. 行政処分 営業区域外運送
初違反 20日車×違反件数
再違反 40日車×違反件数

配車地・旅行行程中での バスの待機場所の確保

路上でのご乗車は、交通渋滞や事故の原因となり、長時間の場合は道路交通法で処罰の対象となります。

配車地等は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、明細地図のご提供をお願いいたします。

また、配車後はできるだけすみやかに出発できるようにご協力ください。



BEPPU JIGOKU MEGURI



FUKUOKA-DOME



KARATSU-JO

安全と
安心の
ために

その
2

1日の拘束時間は原則13時間以内、 運転時間は2日を平均して 1日当たり9時間以内で

バス運転者の勤務時間については、過労防止のために拘束時間、運転時間等が決められています。これは、国土交通省の「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（勤務時間等基準告示）に定められています。

運転時間

- 1日9時間以内（2日を平均）
- 連続運転時間は、4時間以内

・運転開始後4時間以内又は4時間経過後に30分以上の休憩をしなければなりません。ただし、4時間以内に休憩する場合は1回を10分以上にし、分割することができます。

拘束時間とは
出発から到着までの
時間だと
思っていますか？

バス運転者の拘束時間は、
運転時間ではなく、
出勤から退社までの
勤務時間です。



安心のシートベルト、安全なバス旅行

道路交通法が改正され、お客様の席もシートベルトの着用が義務化されました。

安全なバス旅行を楽しんでいただくため、シートベルトの着用をお願いします（乗務員やガイドも同様に遵守します）。

※道路交通法第71条の3第2項
自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させ自動車を運転してはならない。

席の移動が
自由にできると
思っていますか？

自家用車と同じように、
走行中はシートベルトの着用が
法律によって
義務づけられています。



TONKOTSU RAMEN



CHIRAN BUKE
YASHIKI TEIEN



ASO



IMARI-YAKI
ARITA-YAKI

安全と
安心の
ために

その
3

ワンマン運行は 昼間500kmまで、 夜間400kmまで。



基準を超えると
2人乗務

貸切バスの運行について、国土交通省による指針では（平成25年8月1日施行）、ワンマン運行の運転者の配置基準が次のように定められています。

●昼間ワンマン運転について

1日の実車距離 **500kmまで**

次の場合は600kmまで

・運行途中に1時間以上の休憩を確保していること。

高速道路の実車運行の連続運転時間（10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は概ね2時間まで。

●夜間ワンマン運転について

1日の実車距離 **400kmまで**

次の場合は500kmまで

・運行前の休憩時間を11時間以上確保していること。

・乗務時間が10時間以内、または実車距離100km~400kmの間に、身体を伸ばして仮眠できる施設で1時間以上の仮眠休憩を確保していること。

高速道路の実車運行の連続運転はおおむね2時間までで、2時間毎に20分以上の休憩を確保しなければならない。

（一運行の実車距離が400km以下の場合は2時間毎に15分以上）

これらの基準を超えての運行、または1日あたりの運転時間の上限（9時間）を超えての運行では、運転者は原則「2人乗務」となります。

●その他の基準

運転中の体調報告の義務付け

（平成25年8月1日施行）

400kmを超える夜間のワンマン運行、または1日500kmを超えるワンマン運行の場合、運転者は管理者に体調報告し、管理者は結果を記録・保存することが義務づけされます。

デジタル式運行記録計による運行管理の義務付け

（平成26年1月1日施行）

400kmを超える夜間のワンマン運行、または1日600kmを超えるワンマン運行の場合、デジタル式運行記録計による運行管理が義務づけされます。



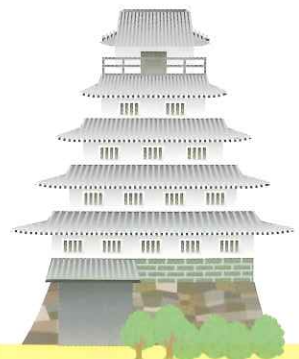
KUMAGAWA-KUDARI



MOJIKO-RETRO



NICHINAN KAIGAN
ROAD PARK



SHIMABARA-JO

安全に対する取組

安全確保のために

運行管理者等の講習

バス運送事業で使用する自動車の安全確保に関する業務を行う運行管理者を育てるため、基礎知識の習得を目的とする「基礎講習」、運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法などの「一般講習」を行っています。これらの講習を通して、自動車事故の防止に万全を期しています。

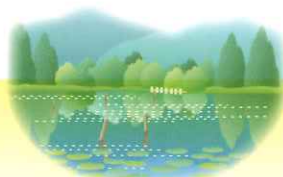


運輸安全マネジメントの研修

「運輸安全マネジメント」とは、平成17年度に起きたヒューマンエラーによる事故を受けてできた制度です。経営トップから運転者にいたるまで、運送の安全確保が最も重要であることを認識し、一丸となって「PDCAサイクル」の考え方を取り入れた形で安全管理体制を構築。継続的取り組みを行うための研修によって、安全運行に万全を期しています。



SPACE WORLD



YUFUIN



OURA TENSHUDO



YOSHINOGARI REKISHI PARK

安全運転のために

バス運転者の適性診断の実施

初任運転者や高齢運転者について、適性診断を実施しています。ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理能力、視覚機能、加齢や生活環境の影響による運転に対する考え方や反応の変化などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を診断。きめ細かなアドバイスなどを行い、安全運転に役立てています。



バス運転者の安全運転研修

さまざまな走行体験ができる大型訓練コースを使用。運転に最優先する基本姿勢、運転と反応、運転視界特性と死角、夜間における検証や車内事故防止など、安全性向上のために必要な知識と実技を身につける、実践的な研修を行っています。

睡眠時無呼吸症候群検査の実施

睡眠時無呼吸症候群とは、睡眠時に呼吸停止または低呼吸になる病気。無呼吸が繰り返し起こり、たびたび脳が目覚めるため熟睡できず、昼間に著しい眠気に襲われる場合があります。運転中に重大な交通事故を引き起こす危険性があるため、検査と的確な対応を行うことで、安全運転に努めています。